

公益社団法人大分県社会福祉士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人大分県社会福祉士会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大分県大分市に置く。

(目的)

第3条 本会は、社会福祉の援助を必要とする大分県民の生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の県民への普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽を行うことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって大分県民の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会福祉の援助、権利擁護を必要とする大分県民への相談援助事業
- (2) 大分県民への社会福祉に関する知識及び技術に関する広報啓発事業
- (3) 社会福祉に関する知識及び技術の向上に関する調査・研究・研修事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であって、大分県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会において推薦された者
- (4) 準会員 次に掲げる者のいずれかに該当する者で、大分県内に住所又は勤務先を有し、本会に所属することを希望する者
 - (ア) 社会福祉士試験の受験資格を有する者
 - (イ) 社会福祉士養成施設又は大学の社会福祉士養成課程に在籍している者
 - (ウ) その他入会が適当と認められる者

(入会)

第6条 正会員、賛助会員又は準会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により理事会に申し込まなければならない。

- 2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が入会申込者に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員になろうとする者は、社員総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 4 準会員は、社員総会において別に定める準会員会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号(賛助会員にあつては第4号及び第5号を除き、名誉会員及び準会員にあつては第4号から第6号までを除く。)のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 法第32条第1項又は第2項の規定により、登録を取り消されたとき。
- (5) 法第33条の規定により、登録を消除されたとき。
- (6) 正当な理由がなく、会費を2年以上納入しなかったとき。
- (7) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、社員総会において総正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、会員がその資格を喪失しても、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の設定)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
- (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、2人以上3人以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続して6期を超えて理事に選任されることはできないものとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続して6期を超えて監事に選任されることはできないものとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。この場合においては、当該理事及び当該監事に対し、解任の決議を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 理事及び監事は、原則として無報酬とする。但し、常勤の理事及び監事については社員総会で別に定める報酬の基準に従い、報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。
- 3 前項の規定による費用の弁償に関し必要な事項は、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

第4章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第19条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、専門的な事項に関して必要な助言をすることを職務とし、社員総会の決議に基づいて、会長が正会員以外の者の中から委嘱する。
- 3 相談役は、会長の求めに応じて本会の運営に関して必要な助言を行うことを職務とし、社員総会の決議に基づいて、会長が、本会役員経験者の中から委嘱する。
- 4 顧問及び相談役は、それぞれ5人以内とし、その職務の執行に応じて、費用を弁償することができる。

第5章 社員総会

(構成)

第20条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の社員総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第21条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬等の額の決定又は報酬等の支給に関する規程
- (3) 定款の変更
- (4) 前年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 入会の基準ならびに会費等及び賛助会費、準会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金ならびに重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散、公益目的取得財産の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第22条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第23条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第24条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第25条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第26条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 基本財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第27条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合は、社員総会に出席したものと扱う。

2 前項本文の規定により議決権を行使する正会員又はその代理人は、社員総会ごとに代理権を証明する書類を本会に提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第28条 正会員は、書面により議決権を行使することができる。この場合は、社員総会に出席したものと取り扱う。

2 前項本文の規定による議決権の行使は、あらかじめ議決権を行使する書面を本会に提出して行う。

(議事録)

第29条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名押印する。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所ならびに目的である事項の決定

(2) 諸規程の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する他の理事が、理事会を招集する。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は前項の議事録に署名押印する。

第 7 章 委員会

(委員会の設置)

第 36 条 本会は、第 4 条各号に定める事業を実施するため、必要に応じて委員会を設置することができる。

2 委員会は、専門的事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(基本財産)

第 37 条 本会の基本財産は、本会の公益目的事業を行うために不可欠な財産として、理事会において別に定める財産とする。

2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するとき又は除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第 38 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記録した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受け、定時社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号までの書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項各号に掲げる書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当するものに贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第11章 事務局

(設置等)

第47条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免し、その他の職員については、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 条。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、和田亮二とし、副会長は船田茂、高橋智秀とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年の開始日とする。
- 4 この定款の改正は、平成 30 年 5 月 27 日から施行する。